つき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。）」を加え、同号ホ中「及び預貯金」を「、預貯金その他これらに類する資産」に、「及び未収金」を「、未収金その他これらに類する資産」に改め、同項第三号中「給与（」の下に「債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。）のうち」を加え、「給与に限る。）」を「もの」に改める。

第三条第二項第二号中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同項第九号中「のすべての」を「とその」に、「を明らかにする」を「全員との関係を明らかにするすべての」に改める。

第六条第一項第七号ハを次のように改める。

ハ　贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1)　当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（(3)に規定する場合を除く。）　当該十月十五日

(2)　当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合　当該贈与の日

(3)　当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の経営承継受贈者（トに規定する経営承継受贈者をいう。）又は経営承継贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者をいう。）の相続が開始した場合　当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

第六条第一項第七号ホ中「一人以上」の下に「（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係（中小企業者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持分を直接又は間接に有する場合における当該中小企業者と当該他の法人との関係をいう。以下同じ。）がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）」を加え、同号ヘ中「大法人等」を「大会社」に改め、同号ト(1)中「時以後」を「時」に改め、同号ト(4)及び(6)中「時」を「直前」に改め、同号ト(8)中「時以後」を「時」に改め、同項第八号中「日から」を「日の翌日から」に、「株式等に係る相続税」を「株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税」に改め、同号ホ中「一人以上」の下に「（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）」を加え、同号ヘ中「大法人等」を「大会社」に改め、同号ト(1)中「時以後」を「時」に改め、同号ト(3)中「の時」を「の直前」に改め、同号ト(3)(i)中「(ii)」の下に「及び(5)(ii)」を加え、同号ト(3)(ii)中「、当該相続」を「、当該代表者の被相続人の相続」に改め、同号ト(5)を次のように改める。

(5)　当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者であること（次に掲げるいずれかに該当するときを除く。）。

(i)　(3)(i)又は(ii)のいずれかに該当するとき。

(ii)　(3)(iii)に該当する場合であって、当該代表者の被相続人が特定後継者であったとき。

同条第三項の表中及び第五項中「日から」を「日の翌日から」に改める。

第七条第二項第八号を次のように改める。

八　次に掲げる誓約書

イ　当該贈与の時において、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であって当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ　当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当しない旨の誓約書

第七条第二項第九号中「の親族」を「及びその親族」に改め、「当該中小企業者の」の下に「経営承継贈与者からの贈与の時において、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第三項第八号を次のように改める。

八　次に掲げる誓約書

イ　当該相続の開始の時において、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であって当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ　当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

第七条第三項第九号中「直前」を「時」に、「の親族」を「及びその親族」に改め、「当該中小企業者の」の下に「経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時において、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第九条第一項に次の一号を加える。

四　当該認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

第九条第二項に次の一号を加える。

二十三　当該特別贈与認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

第九条第三項に次の一号を加える。

二十一　当該特別相続認定中小企業者から第五項の申請があったこと。

第九条に次の一項を加える。

5　認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

第十二条第十一項各中「）から」を「）の翌日から」に改める。

第十三条第一項中「において同じ。）」の下に「及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者」を、「）は、当該特別贈与認定中小企業者等」の下に「（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。）」を加え、「（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。）」を削り、同項第六号中「一人以上」の下に「（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。）にあっては五人以上）」を加え、同項第七号中「大法人等」を「大会社」に改め、同条第二項中「日から」を「日の翌日から」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　次に掲げる誓約書

イ　当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であって当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ　当該相続の開始の時において、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

第十三条第二項第八号中「直前」を「時」に、「の親族」を「及びその親族」に改め、「（当該特別贈与認定中小企業者等」の下に「が第六条第二項に規定する中小企業者に該当する場合にあっては、当該特別贈与認定中小企業者等」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十六条第二項第五条中「の親族（」を「及びその親族（」に改める。

附則中「選択特定受贈同族株式等」を「選択特定受贈同族会社株式等」に改める。